

事務事業一元化調整 結果一覧表

正副会長協議項目

番号	部会名	事務事業名(新市)	調整結果
1	総務部会	情報公開制度	情報公開制度は、国の制度との整合性をはかり、伊那市の例により実施する。ただし、開示申請から決定までの期間は、15日間とする。ただし、請求対象者は制限を設けない。
2	総務部会	個人情報保護制度	個人情報保護制度は、国の制度との整合性をはかり、伊那市の例により条例等を整備する。ただし、開示申請から決定までの期間は、15日間とする。各課からの個人情報取扱事務の届出は、新市発足後、速やかに行う。
3	総務部会	顧問弁護士	顧問弁護士は、委嘱するものとし新市において決定する。なお、現在継続中の案件については現在の顧問弁護士が引き続き担当する。
4	総務部会	常備消防施設	常備消防施設は、新市に引き継ぐ。運営に必要な資機材・施設整備については、新市発足後に調整する。
5	総務部会	消防団行事等	消防団行事等については、地域の実情を踏まえ別紙のとおりとする。 別紙 B1-1
6	企画部会	人権擁護委員定数	新市において、人権擁護委員法に定める委員候補を議会の意見を聞いて推薦する。委員の数は、人権擁護委員定数規程によるものとし、3市町村ごとの数は、新市において速やかに調整する。
7	企画部会	信州大学との連携協定	連携協定は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
8	財務部会	特別会計等	特別会計は、設置目的別及び事務事業等の一元化調整結果により合併時に別紙のとおり統合又は存続させる。 別紙 B1-2
9	財務部会	指定金融機関等	指定金融機関については、株式会社八十二銀行を新市において指定するものとする。収納代理金融機関については、アルプス中央信用金庫、株式会社長野銀行、上伊那農業協同組合、長野県信用組合、長野県労働金庫及び日本郵政公社信越支社を新市において指定するものとする。
10	住民生活環境部会	国民健康保険給付事業	国民健康保険の法定給付は、現行のまま継続する。 任意給付は、次のとおり統一する。 ・出生育児一時金：300,000円 ・葬祭費：30,000円 ・結核医療費給付金：医療費の自己負担分（5%） 精神医療費については、自立支援法の施行に伴い、自己負担額が一律でなくなること及び相応の自己負担を求める方向にあることから、補助しない。
11	住民生活環境部会	資源化ごみの収集、運搬、処理体制	古紙類の収集は月1回とし、収集方法、収集場所は従来どおりとする。なお、牛乳パックは古紙類として収集する。牛乳パックは月1回収集する。資源プラスチックは週1回の収集とし、収集方法、収集場所については、従来どおりとする。缶は、収集場所、収集方法は従来どおりとし、業者へ売却する。ビン・ペットボトルは収集場所、収集方法は従来どおりとし再資源化処理は鳩吹クリーンセンターで行う。廃食用油は2ヶ月に1回の収集とし、業者委託とする。収集及び処理業者については、入札を基本とし、別途協議する。
12	住民生活環境部会	火葬場運営	火葬場の運営は、新市に引き継ぎ、民間委託で実施する。（伊那市及び長谷村火葬場）

事務事業一元化調整 結果一覧表

正副会長会協議項目

番号	部会名	事務事業名(新市)	調整結果
13	社会福祉部会	各種障害者手当(入浴料助成事業)	助成の範囲は70歳未満の在宅の障害者で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者とし、1人年間3枚の入浴券を交付する。 なお、高遠町の利用者については、激変緩和とし1人年間合併1年目5枚、2年目4枚、3年目3枚の入浴券を交付する。 利用施設は新市内入浴施設及び温泉入浴施設とする。
14	社会福祉部会	各種障害者手当(重度心身障害福祉年金)	支給対象者：現在の伊那市の年金支給対象者に人工透析患者を加え、障害基礎年金受給者及び老齢基礎年金受給者を除く。 支給額：伊那市の例による。
15	社会福祉部会	各種障害者手当(難病患者福祉金)	難病福祉金を下記により支給する。 1. 特定疾患・小児慢性特定疾患 支給額：年額60,000円 支給対象者：特定疾患認定患者、小児慢性特定疾患認定患者 資格要件：新市に引き続き6ヶ月以上住所及び生活の本拠を有すること 2. ウイルス肝炎患者 支給額：年額30,000円 支給対象者：長野県ウイルス肝炎医療受給者証交付者 資格要件：新市に引き続き6ヶ月以上住所及び生活の本拠を有すること 3. 人工透析患者 支給額：年額60,000円 支給対象者：人工透析患者 資格要件：新市に引き続き6ヶ月以上住所及び生活の本拠を有すること 経過措置：平成18年3月30日に高遠町及び長谷村に住所を有する人工透析患者については、平成18年度は現行どおりとし、平成19年度から5年間で段階的に統一する。 [高遠町] 18年度150,000円 以降毎年18,000円減額 [長谷村] 18年度240,000円 以降毎年36,000円減額
16	社会福祉部会	母子・父子福祉事業(単独)	母子家庭、父子家庭を対象に引き続き実施する。 ただし、祝い金とアルバムは廃止する。 1. 入浴券助成 1人につき年1枚 2. 高校通学費補助 対象者：住民税非課税世帯で自宅から学校までの通学距離が下記の者。なお、交通手段は問わないこととする。 [6km以上] 3,000円/月 [12km以上] 6,000円/月 [20km以上] 10,000円/月
17	高齢者保健部会	介護用品の支給等(介護用品購入券交付事業)	低所得者を在宅で介護している者に対し、介護用品を購入する費用を補助し経済的、身体的負担の軽減を図る。 1. 対象者 介護保険における所得段階が1・2・3で、介護度が3・4・5の者を介護する者 ただし、所得段階が1・2で、介護度が3の者及び所得段階が3の者については、常時おむつを使用していることを交付要件とする。 2. 助成額及び助成方法 所得段階1・2で、介護度4・5の者を介護する者：年額72,000円分のチケットを交付する。 上記以外の者：年額24,000円分のチケットを交付する。4ヶ月に1回交付する。

事務事業一元化調整 結果一覧表

正副会長協議項目

番号	部会名	事務事業名(新市)	調整結果
18	高齢者保健部会	福祉入浴券交付事業	福祉と健康の増進を図るために、入浴券を交付する。 1. 交付対象者 70歳以上の者(要介護3・4・5及び施設入所者を除く) 2. 交付枚数 1人年3枚 なお、高遠町については激変緩和措置として合併初年度は5枚、次年度は4枚、3年目で3枚の交付とする。 3. 利用対象施設 新市内入浴施設
19	高齢者保健部会	各種検診(身体障害者健康診査)	身体障害者検診は、基本健康診査と医療機関における診査とする。 個人負担金は一般の基本健康診査と同額の2,000円とする。
20	農林部会	農業振興センター結婚相談所	当面は現行のとおり引き継ぎ、合併後、一本化に向け、社会福祉協議会と調整を行う。
21	農林部会	地元主体基盤整備事業補助(補助事業)	地元主体基盤整備事業は廃止し、市単独土地改良事業に統合する。
22	農林部会	市単独土地改良事業(水路改修等原材料現物支給)	市単独土地改良事業については、伊那市の例により実施する。 地元が行う水路改修等に原材料を支給する。 対象者は、行政区及び土地改良区とする。 事業費に対する負担割合は、市100%。 1ヶ所にかかる原材料及び重機借り上げの支給限度額を10万円以内とする。
23	農林部会	生産森林組合等育成交付金	新市において実施する。 ・法人市市民税均等割の50% (65,000円×10組・25,000円×23組合)
24	農林部会	農林業関係各種負担金・補助金	別紙のとおり新市に引き継ぐ。 別紙 B1-3
25	商工観光部会	緊急経済雇用対策会議	緊急対策が必要と判断された時点で、その時勢に合った要綱を整備する。
26	商工観光部会	観光協会	観光協会は統合し、伊那・高遠・長谷に各支部を置く。 会計は支部単位とし、会を代表する事務は本庁で処理する。 規約は伊那のものに準拠し、各支部の規約は現在のものを踏襲する。 本庁に専属職員を配置する。
27	上下水道部会	給水関係手数料(上水・簡易水道)	給水関係手数料は、下記のとおりとする。 1. 設計審査・工事検査・材料検査手数料 工事費の100分の5 2. 諸証明 1件300円 3. 開栓手数料 1件1,000円を徴収する。 4. 指定給水装置工事事業者の指定手数料 指定1件につき10,000円

事務事業一元化調整 結果一覧表

正副会長協議項目

番号	部会名	事務事業名(新市)	調整結果
28	学校教育部会	創造的活動推進事業に対する支援	<p>創造的活動推進事業に対する支援の交付金額は、小中学校ともに、学校割20万円、学級割1万円を基本とし、現況を勘案しながら決定するものとする。</p> <p>現在の3市町村の一学級あたりの交付金額に差があるため、3年間の激変緩和措置を講ずる。</p> <p>3年間の激変緩和措置として、伊那市の交付金額を下記のとおりとする。</p> <p>[平成18年度] 学校割100千円・学級割 7千円 [平成19年度] 学校割150千円・学級割 8千円 [平成20年度] 学校割200千円・学級割10千円</p> <p>3年間の激変緩和措置として、長谷村の交付金額を下記のとおりとする。</p> <p>[平成18年度] 850千円 (小学校425千円・中学校425千円) [平成19年度] 700千円 (小学校350千円・中学校350千円) [平成20年度] 500千円 (小学校260千円・中学校240千円)</p> <p>なお、高遠町については、現行の計算方法による支給金額と合併調整による支給金額にほとんど差異がないため、平成18年度の合併時から合併調整に基づく方法により支給するものとする。</p>
29	生涯学習部会	成人式	<p>成人式の開催時期及び開催場所は、当分の間、地域の実情にあわせて実施する。</p> <p>式典内容については、記念式典及び記念行事(講演、演奏等)とし、祝賀会については原則廃止する。</p>
30	生涯学習部会	体育施設の運営(プール、テニスコート、マレットゴルフ場、地区運動場・夜間照明施設、武道場、陸上競技場、運動場、屋内運動場、多目的運動場、体育館、スポーツ公園運動場、勤労者総合スポーツ施設含む)	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>減免については運用の中で行っていく。</p>

事務事業一元化調整 結果一覧表

正副会長協議項目

番号	分類名	事務事業名(新市)	調整結果
1	過疎対策事業	映像による広報番組の作成及び放映	ケーブルテレビでの広報番組は、原則として番組を一本化し各メディアで放映する。
2	過疎対策事業	音声による広報番組の作成及び放映	現行の運営体制で行うものとし、新市において、ケーブルテレビ事業の運営体制を検討する。
3	過疎対策事業	出生祝い品・出産祝い金	高遠町、長谷村の地域において、過疎法による過疎地域指定期間(平成21年度まで)実施する。支給額は現行の高遠町の金額とする。
4	過疎対策事業	結婚祝金	廃止する。
5	過疎対策事業	すこやか子育て事業	長谷村地域において、過疎法による過疎地域指定期間(平成21年度まで)現行のとおり実施する。
6	過疎対策事業	通勤補助金	高遠町三義地域及び長谷村地域において、過疎法による過疎地域指定期間(平成21年度まで)実施する。助成金額は、通勤片道10kmを超える区間につき月額1km当り300円とし、5,000円を限度とする。
7	過疎対策事業	Uターン・Iターン者助成金	長谷村地域において、過疎法による過疎地域指定期間(平成21年度まで)実施する。助成額は、1組(婚姻)10万円、単身者6万円とする。
8	過疎対策事業	後継者助成金	廃止する。
9	過疎対策事業	過疎地域集落整備事業費補助金	廃止する。
10	過疎対策事業	空家紹介事務	現行のとおり実施する。
11	過疎対策事業	住宅新築・増改築等補助金	長谷村地域において、過疎法による過疎地域指定期間(平成21年度まで)実施する。
12	過疎対策事業	山村留学生受入れ奨励補助金	廃止する。
13	過疎対策事業	高校通学費補助事業	現在の市町村間を結ぶ循環バスが運行されるまでの間、現行のとおり実施する。
14	過疎対策事業	地域高等学校振興補助金	現行のとおり実施する。
15	過疎対策事業	高等学校通学資金貸付事業	廃止する。
16	過疎対策事業	高遠町バス停留所整備事業補助金	高遠町地域において、過疎法による過疎地域指定期間(平成21年度まで)現行のとおり実施する。

行 事 名	実 施 場 所	時 期	理事者 出 席	備 考
任命式	伊那市民会館	4月1日	要	夕方から
部長以上幹部・消防署 赤十字幹部合同会議	伊那市役所多目的ホ－ル	4月上旬		原則4月に1回実施
伊那市幹部教養訓練 ラッパ吹奏訓練	伊那富士塚グラウンド一帯	4月中旬		
春季訓練 音楽隊定期演奏会	伊那富士塚グラウンド一帯	4月中旬	要	
警察・消防幹部 歓送迎会		4月下旬	要	
伊那市水防訓練	市内河川敷	5月下旬	要	
ポンプ操法講習会	伊那市役所駐車場			統一講習会
伊那市ポンプ操法大会 伊那市ラッパ吹奏大会	伊那市役所駐車場	6月	要	1日で実施
伊那市地震総合防災訓練			要	新市の計画に参加
伊那市火災防御訓練			要	
出初式		1月初旬	要	

会計（一般会計・特別会計・企業会計）

分 類		会計の名称			
普通会計	一般会計	一般会計			
公営事業会計	国民健康保険事業	事業勘定	国民健康保険特別会計		
		直診勘定	国民健康保険直営診療所特別会計		
	老人保健医療事業		老人保健医療特別会計		
	介護保険事業	保険事業勘定	介護保険特別会計		
	公営企業	法 適	上水道事業	水道事業会計	
			交通事業	自動車運送事業会計	
		法非適	簡易水道事業	簡易水道事業特別会計	
			下水道事業	公共下水道事業	公共下水道事業特別会計
				特定環境保全公共下水道事業	
				農業集落排水事業	農業集落排水事業特別会計
		特定地域生活排水処理事業			
		駐車場整備事業	市営駐車場事業特別会計		
	介護サービス事業	介護サービス事業特別会計			

【分類】欄は、地方財政状況調査（決算統計）における分類区分による。

国・県関係	全国森林環境・水源税創設促進連盟
	県特用林産協会
	県森林保全対策協議会
	諏訪・上伊那地区緑資源機構造林協会
	林道安全協会
上伊那関係	上伊那山林協会
	伊那谷流域林業活性化上伊那協議会
	松くい虫防除対策協議会市町村負担
市町村関係	林道雨乞線（大沢林道）管理会負担
	林道日影入線維持管理会負担